

学校図書館文献(1965～1989)にみる 「図書館の自由」

- 貸出記録の管理と教育的利用に関する プライバシー意識を中心に -

Intellectual Freedom in School Library Documents(1965-1989)

山口 真也
(yamaguchi@okiu.ac.jp)

はじめに

学校図書館、または「図書館の自由」に関する研究領域において、学校図書館と「図書館の自由」、特に「利用者の秘密を守る」という理念との関係を論じた研究は非常に少ない。しかし、学校図書館において、「利用者の秘密」は守られなくてよいというわけではない。『図書館の自由に関する宣言』には、「利用者の秘密を守る」ことを含めて、その理念はすべての館種に共通することが記されており¹、過去の文献においても、一部ではあるが、学校図書館におけるプライバシー保護の必要性について問題を提起する研究も存在する。

筆者は、本紀要8巻1号において、1945年から1964年までに発表された学校図書館文献を対象として、利用者のプライバシーである読書記録、貸出記録がどのように取り扱われてきたのか、という観点から、当時の学校図書館関係者のプライバシー意識を調査した²。その結果、1945年から1964年までの学校図書館文献の中では、「利用者の秘密を守る」ことが学校図書館の役割であるという明確な記述はなく、読書記録を、利用者本人以外の第三者には安易に知られてはならない個人の秘密(プライバシー)であるとする意識を確認することはほとんどできなかった。

言うまでもなく、個人の自由な読書は、読書に関するプライバシーが保護された状態の上になり立つ。自らの読書記録が不用意に第三者に知られてしまうような図書館では、利用者は安心して読書を楽しむことはできない。それは学校図書館においても同じであり、評価者である教員が児童生徒の読書記録を常に監視したり、学校という閉鎖的で濃密な人間関係(友人関係)において、常に自らの読書記録が公表されるような状態であれば、児童生徒の読書行為は本来あるべきものとは異なる状態に歪められてしまう可能性が高い。1940年代はともかく、1950年代から1960年代前半とえば、すでに『図書館の自由に関す

る宣言』が発表された後であり、決して読書の自由の保障とプライバシー保護の関係についての問題意識が存在しなかったわけではない。にもかかわらず、当時の学校図書館文献においては、プライバシーであるはずの児童生徒の貸出記録を、クラス担任等の教員が自由に閲覧し、読書指導や生活指導のための資料として積極的に活用し、第三者である他の児童生徒や保護者に公表するというような活動が多く報告されている。現代の視点に立てば明らかに読書の自由を歪める(おそれのある)事例が多数確認されるのだが、こうしたプライバシー意識は、1965年以降の学校図書館文献の中でどのように変化していくのだろうか。

本論文では、日本の学校図書館研究において、中心的な位置にある専門誌『学校図書館』に掲載された論文、記事を対象として、1965年から1989年までの文献において、読書記録がどのように取り扱われ、「利用者の秘密を守る」という理念がどのように論じられてきたかを調査、分析し、当時の学校図書館関係者のプライバシー意識を明らかにする。以上の調査、分析を通じて、学校図書館におけるプライバシー保護のあり方を考察するための基礎資料を提供することが本研究の課題である。

1. 調査・分析の方法

1.1 調査対象・調査期間・調査方法

今回の研究では、学校図書館研究において最もメジャーな専門誌である『学校図書館』(学校図書館協議会発行)を対象とし、前回の調査期間以降となる1965年から1989年までの25年間に掲載された文献について観察調査を行うこととした。『学校図書館』には、研究者による学術論文や、学校図書館で実際に勤務する学校司書や司書教諭、あるいは学校図書館の仕事を担当する教員による活動報告など、さまざま種類の文献が掲載されるが、本研究では学校図書館文献にみる当時の学校図書館関係者の意識を広く確認することを目的とするため、文献の種類は特に区別せず、『学校図書館』に掲載された記事はすべて対象とし、編集部による広告等も含むこととした。また、本論文中では、当時の学校図書館関係者のプライバシー意識の推移を明らかにするため、文献の発表年を()で付記している³。

なお、『学校図書館』を対象とした観察調査は、すでに2004年3月掲載分まで完了している。今回の論文において、調査範囲を1980年代末までとした理由は、1990年代に入ると、学校図書館においてコンピュータ式の導入が検討されるようになり、この方式の導入によって、それまでの読書記録の取り扱い方法が大きく変化するためである。読書記録に対するプライバシー意識は、主に貸出記録の取り扱いにおいて確認することができるのだが、コ

コンピュータ式に移行することによって、貸出記録の取り扱い方が変化し、それと同時に、貸出記録の管理における問題点が見えにくくなってしまふ。さらに、1990年代末からは、学校図書館におけるインターネット利用を論じる文献も登場するようになり、プライバシーという用語が読書記録、貸出記録とは別の観点、具体的には「個人情報保護」の観点から論じられるようにもなってくる。プライバシー保護という用語を使用しながらも、それが貸出記録についてであるか、あるいは児童生徒の個人情報であるか、という判断が難しい文献も存在することから、プライバシー意識を分析するためには、別の視点からの考察を要する。よって、本稿では、コンピュータ式の導入が本格的に検討される以前の文献を対象として、当時のプライバシー意識を論じることとしたい。

1.2 分析方法

調査の結果、1964年から1989年までの学校図書館文献の中には、様々な観点において、当時の学校図書館関係者のプライバシー意識を確認することができた。結論を急げば、1964年までの文献との最も大きな違いは、読書記録の取り扱いをめぐる議論において、「プライバシー」という概念が、一部ではあるが登場するようになったということである。後述するように、1970年代以降の文献では、公共図書館においてブラウン式の貸出方式が採用されたことをきっかけとして、学校図書館においても返却後に記録が残らない方式を導入すべきか、また、貸出記録を教育的に利用してよいか、という議論が一部において展開されている。そうした議論の中では、学校図書館関係者のプライバシー意識を、筆者の問題意識に近い形ではっきりと確認することができるのである。

しかし、この時期の学校図書館文献の中では、プライバシーに関する議論があるとしても、それはやはりごく一部に限定されたものであり、大半は読書記録の無断使用や漏洩を問題視することはない。依然として、星取表の作成や読書カードの公表、さらにはカウンターでの個人カードのずさんな管理といった、1945年から1964年の文献において見られたような問題は、この時代の文献の中でも数多く確認することができるのである。とすれば、1965年から1989年までの25年間は、それまでの読書記録、貸出記録に対する意識を土台としつつも、公共図書館におけるブラウン式の導入という外部からのインパクトを受けて生まれた、プライバシー意識の萌芽がみられた時期であったと考えてよいのではないだろうか。

よって、本研究では、読書記録の取り扱いに関する記述を、星取表や読書カードの公表などの紹介記事と、ブラウン式の導入をめぐる展開された議論とに分け、それぞれの記述から、当時の学校図書館関係者のプライバシー意識を確認していきたい。

2. 読書記録の取り扱いに関する全般的な議論にみるプライバシー意識

前回の調査報告においても記したように、1945年から1964年までの学校図書館文献では、利用者の読書記録はプライバシーとして強く意識されることはなく、読書指導を目的とした個人カードの公表や星取表の作成(書名を含む)、校内放送を使った延滞者督促、通知表等を使った家庭への読書記録の公表、身元調査への貸出記録を使った回答など、明らかに利用者の秘密を漏洩するとも言えるような問題行為が確認されている。そして、これらの問題は、1965年以降の文献においても、引き続き数多く確認することができる。まずは、貸出記録の取り扱いについての記述から、全般的な学校図書館関係者のプライバシー意識を確認してみよう。

2.1 個人カードボックスのカウンター設置

今回調査対象とした1965年から1989年までの貸出方式は、ほぼ全ての学校図書館においてカード式が採用されている。カード式にも様々な種類があるが、多くの学校図書館では、読書指導を目的として、個人ごとに貸出記録を管理することのできる個人カードが使用されることが多かったようである。当時の学校図書館関係者のプライバシー意識は、まずはこうしたカード式の貸出方式から読み取ることができる。

個人カードとは、貸出のたびに帯出者の氏名や書名、返却日等が利用者自身の手によって記入されるものである。つまり、帯出資料の情報が満載された一種のプロファイルであるが、読書記録をプライバシーと考えるのであれば、個人の情報が記載された個人カードを、他の利用者の目に触れる場所に放置することは考えられないはずである。個人カードとは、本来は利用者が所持するべきものであり、管理上の問題があるならば、図書館側が厳重に管理しなければならないはずである。ところが、1965年以降の文献を調べると、多くの学校図書館において、この個人カードはカウンター上に放置されていたとことがみえてくる。

調査対象である『学校図書館』には、「わが校の図書館あんない」という各学校の図書館活動を紹介する連載記事があるが、図書館の様子を伝える写真では、カウンターに個人カードらしきカードボックスを置いたままにしているケースが数え切れないほど多く確認できる⁴。右写真はその一例であるが、児童生徒がすぐに手に届く位置に個人カードボックスが配置されてい



ることが分かるだろう⁵。また、個人カードを入れたボックスはカウンターだけでなく、館内のオープンスペース⁶、または廊下に設置されることもあったようだ⁷。

もちろん、こうした貸出方式が採用される背景には、個人カードを利用者に所持させると紛失しやすいこと、また、個人カードを利用者に手渡しすることができる専任の職員を学校図書館に配置できなかった事情があると考えられる。例えば、香川県大川郡大川町立富田小学校(1981)の活動報告では、「貸出の無人化システム」として、「月曜日以外朝、昼、放課後、自由に貸出ができ、貸出の個表に書いて学級の箱に入れて置くだけで、係が居なくても、あとで、その日の貸出統計もとれる工夫」がなされていることが記載されており、当時の図書館の人員配置状況と貸出システムを知ることができる⁸。また、熊本県八代市立八千把小学校の報告(1983)では、「図書の貸出は子どもの主体性で廊下に設置されている個人読書カード及び図書板を取り出す」とあることから、「返却、貸出のシステムを自らでやれるように」することは、児童生徒の主体性の育成という面から積極的にとらえられていたことも分かるだろう⁹。

こうした状況は、1960年代、1970年代だけでなく、1980年代後半の学校図書館の活動紹介記事においても変わらずに確認することができる。一方で、学校図書館活動の紹介記事の中では、プライバシーが満載された個人カードをカウンターに放置することを問題視する考えは全くと言っていいほど存在しない。限られたスペースでの紹介記事であるから、記されていないだけなのかもしれないが、少なくとも、個人カードをカウンターや廊下に配置(放置)した状態の写真や記事を紹介する姿勢からは、児童生徒個人の読書記録、貸出記録というものが他人に知られてはならないプライバシーであるという強い意識を感じることはできないのである。

2.2 代本板の使用

公共図書館や大学図書館とは異なる学校図書館の貸出方式の特徴としては、「代本板」の使用も挙げられる。代本板とは、本来は「特定の図書を、書架上の正規の排架位置から別置した場合や、長期貸出をした場合などに、別置の理由や場所などを表示して、正規の排架位置に置く案内板」である。しかし、学校図書館の場合は、返却処理上の人手不足を補うとともに、借り出した資料をもとの場所に返却することで、書架排列やNDCを理解させるといった利用教育の一環として、帯出者ごとに代本板を与え、個人名を記載した代本板を帯出した資料の位置に置かせる、という方法で貸出を行うことがあったと言われている。代本板には、「前面に溝のついた金具が貼ってあり、帯出者名を書いた紙片を差し」込むといった方法で帯出者の氏名が記載されるため¹⁰、当然、代本板を使用することによ

て個人の読書傾向が書架上に残されるという問題が生じることになる。利用教育上、あるいは当時の図書館運営上、必要な手段であったのかもしれないが、プライバシー保護という観点から見れば、問題の大きい貸出方法であると言えるだろう。

代本板の使用について、1965年以降の文献を調べると、特にそのことを問題視する記述は確認できない。上述の「わが校の図書館あんない」の中でも多くの学校図書館が代本板による貸出方法を紹介しており¹¹、小中高の違い、または地域の違いを問わず、代本板は広く使用されていること、また、「管理の上からも児童の責任感育成の上からも大きな効果をあげている」といった高い評価を得ていることが分かる¹²。一方で、これらの文献では、代本板の使用から個人の読書傾向が漏洩する可能性があることの問題点についてはいっさい言及されておらず、例えば、福岡市立玉川小学校の「代本板貸出しへの賛否 = 賛成」と題された文献(1974)の中でも、代本板を使用する利点がさまざまな観点から述べられるだけである¹³。さらに、大阪市立波除小学校(1979)の活動報告では、「代本板は、背の部分に学年別に色分けした色紙(個人カードと同じ色)をはり、そこに学年、組、氏名、番号を記入してあるので、だれが図書を借りているかすぐ分かる」と記されており¹⁴、「だれが図書を借りているかすぐ分かる」ことは特に問題視されていない。また、高知大学教育学部附属小学校の活動報告(1977)では、「個人カードを大型化して、一冊借り出すごとに一枚の個人カードを使い、そのカードを個人別にファイルして、(中略)代本板代わりに使用するというシステム」が紹介されている。代本板として使用される個人カードには当然、書名が記されているはずであり、明らかに貸出記録が外部に漏洩するシステムとなっていると思われるが、やはりここでも、その問題について言及する記述はみられない¹⁵。

1980年代に入っても、代本板は依然として使用され続けている。例えば、1982年の調査では、「代本板と個人カードの併用率は22.7%、ブックカードと代本板の併用率は15.9%」となっており¹⁶、この時代の活動報告においても、学校の種類、地域を問わず多数の学校において代本板の使用が報告されていることが分かる¹⁷。1980年代の文献の中でも多くは代本板の使用を紹介するだけであるが、例えば、京都市のある小学校の活動報告(1980)では、「一人一人に持たせた名前入りの代本板がズラリ本棚に並ぶときは係としても壮快です」とあり¹⁸、個人の読書傾向が書架上に並ぶことがかなり積極的に肯定されていることが分かる。さらに、千葉県市川市立富木島小学校(1981)では、「ブラウン式貸出券を使用している」としつつも、なぜか「個人持ちの代本板を用いた方式」を併用していることも記されている。一般に、ブラウン式は利用者の貸出記録が返却後も残らないことから、プライバシーを保護するという利点を持つと言われるが、この文献ではその利点は「手早く簡単にできる」という点に限定して語られており、プライバシー意識はやはり確認できな

い¹⁹。もちろん、ここに挙げたすべての学校においてプライバシー侵害が引き起こされているとは言い切れないが、少なくとも、過去の学校図書館文献をさかのぼってみると、代本板の使用については、否定的な意見よりも、肯定的な意見が非常に多いということは明らかだろう。

では、学校図書館における代本板の使用を問題視する考えは全く存在しないのだろうか。1965年以降の文献を調査すると、代本板の使用について否定的な意見が全くないわけではない。しかし、その大半は、貸出サービスにおける代本板の不要性を指摘するものであり、プライバシー問題そのものを指摘するものではない。例えば、1965年に学校図書館編集部が記した文献の中に、利用者に貸出本の身代わりとして利用させる代本板について「まず図書館には無用のものといってよいだろう」という記述があるが、その理由は利用上の非効率性という点に限定されている²⁰。また、東京都世田谷区立烏山中学校の報告(1970)では、「返却の時、代本板を頼りに返すので図書的位置が乱れない」という代本板の一般的な利点に対して、「代本板の保管、整理もわずらわしく、多数の利用者には向かないやり方」という批判が掲載されている²¹。ここでも、代本板の問題点は管理上の不便さに向けられており、プライバシー保護の問題への言及はない。

2.3 貸出記録の共有・個人カードの公表

学校図書館文献を遡っていくと、個人の読書をより豊かなものにするためには、個人の読書の記録は学内で広く公表され、他の児童生徒と共有されなければならない、という発想を数多く確認することができる。そうした考えは、現在も優良な読書傾向を持つ児童生徒を「多読者」として表彰したり、読書ノートを展示したりするなどの形で今も継続されているが、過去の文献ではもっと直接的に、学校図書館が管理する読書記録そのものを共有、公表するべきであるという考えが確認できる。教育的な効果はあるかもしれないが、「読書の自由」という観点からみれば、学校図書館の貸出記録そのものが共有、公表されるシステムはやはり問題が大きいだろう。

例えば、高知県夜須町立夜須小学校の活動報告(1976)では、ニューアーク式の貸出方式に「むすばれる」という読書指導上の機能があることが指摘されている。言うまでもなく、ニューアーク式の貸出方式では、図書の背表紙の裏に貼付されたブックカードに帯出者の氏名が残されることから、近年ではプライバシー保護の観点から、多くの学校図書館においてその採用が控えられているが、この文献においては「ブックカードの氏名を見て本を選択する」「新しい友人と同体験をする喜びがある」などの読書指導上の効果が重視され、プライバシー保護という問題は意識されていないことが明らかとなる²²。

長野県飯山私立第一中学校の活動報告(1981)では、「図書館で得た宝」として、個人の読書記録が記載された「私の読書記録」を図書館内に掲示している様子が伝えられている²³。また、東京都板橋区立赤塚第二中学校の活動報告(1987)でも、「相互の刺激と読書案内」を目的として、「読書記録の掲示」を行っているという。この学校では、「小さな個票を作り、それを逐次教室の壁面に貼り付けていく方法」がとられており、書名が記載されていることは明記されていないものの、「以前は(個票の代わりに)読書ノートを利用していた」とあることから、おそらく新しく使用された個票にも書名が記載されていると思われる²⁴。この他にも、図書館員が積極的に記録を公表しているわけではないが、東京武蔵野市立井ノ頭小学校の報告(1970)では、「カード入れにはみんなの書いた読書カードがたくさんはっています」「　　さんは、他の人のカードを読みながら、次に読む本をさがしました」とあり²⁵、読書のガイドとして、他人の読書カードをみる、という行為が特に否定的に考えられていない状況もうかがえる。

香川県善通寺市立中央小学校の活動報告(1980)では、多読者の表彰が行われていることが分かるが、単に冊数をもとに表彰するだけでなく、「読者表彰」として、「がんばりしよう」とする個人の読書歴カードを貼りだしているようである²⁶。さらに日常的な活動としても、「読書を身近なものとして、毎日の生活に位置づけさせるように」するために、「各教室の後ろには読書コーナーを設け、読書記録等の掲示」を行っているとのことであり、個人読書の記録が共有されるべきであるという考えが読み取られる²⁷。岡山県倉敷市立倉敷東小学校(1981)でも同様の試みが行われており、毎年1月に「読書量の多いもの、読書態度の向上したものの読書カードを展示し表彰する」という行事があるという²⁸。いずれも個人の読書記録、帯出資料の書名を公表することに対する問題意識はない。

2.4 星取表の作成・掲示

1965年から1989年までの文献には、個人の読書量を競わせることで、読書意欲を高める方法として、「読書星取表」の作成を提案する文献も依然として多く存在する。1970年代の学校図書館協議会による広告の中には、読書星取表について、「読書意欲を高めるために、読書傾向を知るために、また読書問題児を発見するためにも効果を発揮します」と、その読書指導上の効果が挙げられており、星取表の利用が積極的に推奨されている。読書星取表には、学校図書館における貸出状況が記された個人カードの情報が記載されることも多いが、この広告の存在からも分かるように、少なくとも1970年代までは、学校図書館界のメジャーな考えとしては、星取表を作成し、個人の読書記録を公表することには、特に問題意識は存在しなかったようである²⁹。

星取表に記載される情報は一般的には貸出冊数である³⁰。冊数そのものもプライバシーとして保護されるべきではあるが、その学校(または学級)における読書指導の取り組みが熱心になるほど、単なる冊数の記載から、よりプライバシーとしてのレベルが高い読書傾向や書名を記載しなければならないという考えが現れてくる。例えば、大分県国東郡武蔵中学校(1968)では、「生徒の読書活動は興味に誘発されることが多いので偏りが生ずる」ことを問題視し、「これを是正するためと、自己と他人の読書量や傾向を比較し自己診断の資料とするために」「読書傾向一覧表の掲示」を行い、「クラスごとの読書傾向の適正化をはかっている」という³¹。また、福井県小浜私立堅海小学校(1980)では、「よめよめカラー運動」と称して、分類ごとに色を指定し、「その月に指定されたカラーの本を一番たくさん読んだ者に、おほめの折り紙りボンを、指定された色の折り紙で作って、図書掲示板に貼付している」³²とある。秋田県仙北郡西木村立西明寺小学校の活動報告(1980)ではさらに具体的にその方法が記されており、読んだ本の内容ごとに「赤=童話、緑=科学、黄色=伝記という区分でシールをはらせている」とある。また、読書傾向を示す星取表を作成する利点についても詳しく説明されており、「三年生ともなれば、シールの色を見てバランスを考えながら読書する子が」何人が現れ、「そんな意味でも読書量だけでなく、内容を知る、時にはふりかえってみるためにも、シール等は色で分けした方がよいように考える」とある³³。

星取表の中に、読書傾向だけでなく、児童生徒が読んだ本のタイトルを記載する学校もある。例えば、名古屋市筒井小学校(1968)は、「二年目に入った六年生の現在では、教室に掲示してある書名一覧表(月曜日に各自で記入し、これをもとに係が星取表にも分類カードをはる)にはどの週も読んだ本で埋め尽くされている」という³⁴。岡山倉敷東中学校の活動報告(1973)でも、「各クラスにグラフ用紙を備え付け、図書館の利用と他の機関の利用とを区別して各人の読んだ書名を記入し、読書調査」をし、「競争に終わることなく素直に記録してくれることは喜ばしい」とある³⁵。石川県金沢市立芳齋町小学校(1973)でも、「学級でも「読書の記録」を掲示し、各児童の読んだ本が一覧できるようになっており、児童の読書傾向を知るとともに、図書紹介の役割をも果たしている」とある³⁶。

なお、星取表については、1970年代半ば以降のいくつかの文献において、その問題点を指摘する意見も掲載されている。例えば、遠藤英三氏は、1975年に「棒グラフで読書量を個人別に示して競争心をあおるといような非人道的な強制が、親や児童の反感を買った」ことを指摘している³⁷。また、岩手県紫波郡紫波町立片寄小学校の活動報告(1988)では、「読書星取りとか、ヒマワリに色を塗るとかの競争をしましたが、すぐマンネリ化したことが指摘されており、「競争だけでは本物の本好きにはならないということです」と述

べられている³⁸。ただし、これらの批判は、非人道的な読書の強制や「いたずらに数を競うだけに終わってしまう」ことへの批判であり、プライバシー保護という問題意識がはっきりと記されているわけではない。

星取表に対して、プライバシー保護上の問題をはっきりと指摘する文献としては、山形市立第八中学校の活動報告(1975)がある。報告者は、星取表への感想として、「先生、僕は本は大嫌いだったが、教室の読破記録表が自分のばかり伸びないと恥ずかしいので、いやだが読んだ」という子どもの声を記している。また「恥ずかしいのを我慢して最初は小学生用の字の大きい本を読んだ」³⁹という意見も紹介されており、星取表が子どもたちに与えるプレッシャーと、読書記録の公表が「恥ずかしさ」に結びつく可能性が示唆されている。1970年代においてすでに、星取表による記録の公表が児童生徒の読書行為に与える不自由さが指摘されているのだが、こうした問題提起は後の文献に引き継がれることはなく、上述のように、多くは読書指導において、個人の読書傾向を公表することに問題を感じることはない。

2.5 読書ノート・読書カードの公表

以上のように、学校図書館が管理する貸出記録を、読書カードの展示や星取表の作成を通じて広く公表しようという動きは、1965年以降の文献においても多数確認できる。ただし、筆者が確認できた範囲では、学校図書館が管理するブックカードや個人カードなどの情報を共有するべきであるという意見は上に挙げた文献に限られており、1945年から1964年までの文献と比較するとその数は減少している。この結果がプライバシー意識の変化に影響されているかどうかは不明だが、その一方で、クラス担任等がその読書指導において使用する読書ノートや読書カード等の記録を公表しようという意見は依然として多く確認される。読書とは本来個人的な活動であり、閉鎖的なものになりやすいが、「そこで得た感動なり、感想を(中略)他の人に伝えることで、読書活動の広がりが出てくる」という考えは依然として存在するのである⁴⁰。学校図書館の活動とは無関係な記録を取り扱っている可能性もあるが、広い意味での読書記録を取り扱う側の意識として紹介してみよう。

例えば、栃木県塩谷郡氏家町立氏家小学校(1977)の読書指導報告では、「二、三年生程度では、読んだ本について、個人ごとにカードに自由に書き込み、積み重ね方式で自分の記録にするとともに、掲示して他の児童に対しての本の紹介をかねるという方法で、児童にも歓迎され、指導にも役だったといわれ、今後ますますしたい」という意見が紹介されている⁴¹。横浜岩崎中学校(1970)でも、「読書記録カードを作」り、「このカードに読んだ本の記録を書かせ、仲間がどんな本を読んでいるか、先輩達がどんな本を読んで何を感じ

ていったかを後輩たちに残すようにしたい」という読書指導の試みが紹介されている⁴²。栃木県宇都宮市立桜小学校では、学級文庫を使った読書指導の方法として、児童に読書ノートをつけるように指導した上で、「こうしたノート(読書日記)は個人別に綴じておき、低中学年の場合はクラスの文庫に保管しだれでも読めるようにしておく」とある。さらに、「これがまた、他の児童への刺激になるわけである」⁴³と記されており、個人の読書記録が他者に共有されることが、読書指導において、大きな効果があることが指摘されている。同様の試みは善通寺市立中央小学校でも行われており(1980)、「一人ひとりの読書力の実態を把握するため、読書コーナーを設置し」、「このコーナーへ個人個人の読書ノートを置き、このノートを見ることで、冊数、本の内容、興味関心などが一目でわかるように配慮した」という活動が報告されている⁴⁴。

さらに文献を調べると、読書ノートや読書カードだけでなく、読書指導において作成される個人の指導記録もまた広く公表するという考えもある。青森県三戸郡新郷村立小坂中学(1980)では、「生徒各個人のカルテはファイルされ、二階廊下のボックスに保管され、生徒・教師ともにいつでも見られるようになっている」ことが報告されている。「特に他学年のカルテを見るときや、学級を担任していない教師にとって都合がよい」ともあり⁴⁵、ここでもやはり読書記録をプライバシーとする意識は確認できない。

3. ブラウン式の導入に関する議論にみるプライバシー意識

以上のように、1965年から1989年までの文献においてもまた、それまでの文献と同様に、その大部分では、児童生徒の読書記録はプライバシーとして強く意識されていたわけではないことが分かる。しかし、一部の文献ではあるが、1965年以降の文献においても、比較的早い時期から、「プライバシー」という用語を用いて、学校図書館における「読書の自由」のあり方を論じた文献が存在することには注意が必要である。

学校図書館における貸出方式は長くカード式が用いられてきた。一口にカード式といっても、いろいろな方式があるが、1970年代に入ると、貸出記録が残らないブラウン式の導入が公共図書館等で検討されるようになったことを背景として、学校図書館においてもその導入が議論されるようになる。結論を急げば、多くの学校図書館では、このブラウン式は採用されず、個人カードを併用したニューアーク式等の使用が継続していくことになるのであるが、このブラウン式の導入をめぐることは、当時の学校図書館関係者のプライバシー意識を明確に知ることができるのである。ここでは、ブラウン式の導入に対する反対意見と賛成意見、さらに反対意見の背景にある貸出記録の教育的利用に関する議論をふまえて、当時のプライバシー意識を確認してみたい。

3.1 ブラウン式の導入に対する反対意見

1970年代以降に展開されるブラウン式についての議論は、その多くが学校図書館にはブラウン式の導入はなじまない、という考えに基づいている。まずは多数を占める意見として、ブラウン式の導入に対しての否定的な考えから、当時のプライバシー意識をみていこう。

例えば、黒沢浩氏は、1970年に発表した文献の中で、「貸出手続きひとつを例にとっても、公共図書館がブラウン方式を採用して利用者の言論思想の自由を守る配慮をして記名に慎重を期している」ことを挙げながらも、学校図書館については、「教育という立場で記載のくわしい追跡調査の可能な個人カードやブックカードその他の記録を利用している」ことを「著しい特色」と表現することによって積極的に肯定する考えを示している。黒沢氏によると、そもそも学校図書館は「教師と児童・生徒との人間的な深い信頼を前提に成立している」。利用者の言論、思想の自由を守るための配慮は公共図書館においては必要であるが、学校図書館に関しては、「人間の人格の尊厳がきびしく守られ」、かつ「偏見なく自由であり常に学習の自発性がうながされ学習の権利が保証される状況」であるならば⁴⁶、公共図書館のような貸出方式を採る必要はないという考えである。

黒沢氏はさらに東京都世田谷区立烏山中学校の報告(1977)の中でも、同様の考えを提示している。黒沢氏によると、「公共図書館では貸出にあたって「ブラウン方式」といった方式で利用者にはいちいち細かい記名をさせない方式がとられて」おり、「読書の自由や思想の自由を守ることとともに事務上のわずらわしさがはぶけるということもあって普及している方式である」が、「学校教育では利用者である児童・生徒の間では深い信頼関係があり、読書の自由は正しく保障されるべきである」ため、ブラウン式はふさわしくないと考えられる。よって、「「個人カード」といって各自がどんな本を借りているかを記入するカードと、「ブックカード」といって本に付けておき、誰が借り出したのかわかるカードを利用することがよい」ということになる⁴⁷。短い文章であるため、「読書の自由が保障されるべきである」という考えがなぜブラウン式の否定につながるのか、ということとははっきりしないが、学校図書館の場合は、教員との信頼関係や教育上の必要性から、プライバシー保護が読書の自由を保障するための絶対的な条件ではないと考えられていることが分かるだろう。

1980年に発表された「初任者のためのQ & A」という文献においても、黒沢氏の考えとほぼ同じ意見を確認することができる。「簡単にできる貸出、返却の方法を教えてください」という初任者の質問に対して、筆者の東海林典子氏は次のように答えている。

「公共図書館では、貸出業務の簡素化と利用者のプライバシーを守る利点を考えてブラ

ウン方式が盛んに行なわれています。(中略)公共図書館流の簡素化、合理化が学校図書館に通用するとは思えません。ブラウン方式は、個人の記録も、本の利用状況も残らないやり方です。学校図書館では、個人カードの記録は、子どもがどんな読書をしているかを見る大切な資料ですし、ブックカードの記録は、どんな本がどの程度読まれているかを知る貴重なものであるのです。ですから、個人カードとブックカードから成る二票式の貸出方法が最良ではないでしょうか⁴⁸。

以上の文章から分かるように、記録を残さない貸出記録の導入は、公共図書館に限られた課題であり、学校図書館には「通用しない」と考えられている。ブラウン式への移行は確かにプライバシー保護上、必要なことかもしれないが、貸出記録が返却後に残らないことから、教員は「子どもたちがどんな読書をしているかを見る」ことができなくなってしまふ。そうした意味で、学校図書館では記録が残る個人カードとブックカードを併用した方式がよいと考えられており、読書指導の必要性から、プライバシー保護を前提とした貸出記録が残らない方式は学校図書館にはふさわしくないという意見はここでも確認されるのである。

1985年に発表された「同居型と分離型の二つの形態 - 東京・練馬区のケース」という文献においても、ブラウン式は学校図書館にはふさわしくないという考えが展開されている。文献では、近隣の関町北小学校の地域開放例について、「開放図書館であるため、貸出方式も貸出者の記録が残らないようなブラウン方式をとっている」ことを挙げ、「小学校の場合、読書指導のための重要な手がかりになる貸出者の記録がないというのはどういうものだろうか」と、その問題点を指摘している。さらに、そうした貸出方式が「個々の児童に対する読書指導を難しくすると思う」という意見が展開されており、また読書指導以外にも図書館運営上で子どもたちの記録を必要とするのではないかという不安もあると考えられている。結論としては、「小学校段階におけるブラウン方式の貸出にはやや疑問が残る」と記されており、特に個人読書に指導を必要とするような低学年においては、プライバシー保護を前提とした貸出方式は必要ないと考えられていることが分かるだろう⁴⁹。

このほか、小出孝子氏が1984年に発表した文献においても、公共図書館との貸出方式の違いについて、「学校図書館は、利用者が固定されていること、教育課程と密接に関わっている点で、利用者への対応(プライバシーの問題、蔵書構成の問題なども含めて)は公共図書館と自らが違ってこなければいけない」という考えが提示されている⁵⁰。賛成、反対の意見ははっきり記されていないが、「自ずから」という言葉から分かるように、公共図書館と学校図書館の貸出方式というものは異なることが「自然なこと」であるという考え方も読みとることができるのではないだろうか。これらの意見では、貸出記録は読書指導

のための記録と同一視されており、教員が児童生徒の貸出記録を自由に閲覧し、読書指導のための資料とすることへの問題意識はない。

ブラウン式の導入については、上に挙げた文献の他にも、いくつかの文献において議論されている。プライバシー保護という観点から賛成する文献については後述するが、その中には、ブラウン式の最大の特徴である貸出記録が残らないという利点が、なぜかプライバシー保護とは結びつけられて語られていないという現象も確認できる。例えば、「総論貸出し方法のいろいろ」(1974)という文献では、ブラウン式の利点について、「一度登録して、貸出券の交付を受け、これに氏名、住所、電話番号を記入すれば、貸出するときに何も書く必要がない」こと、「貸出冊数に制限を設けているところでは貸出券の枚数でコントロールできる」ことなどが挙げられているだけであり、プライバシー保護についての言及はない。また、「貸出冊数に2～3冊の制限を設けている利用の多い中小の公共図書館に最適で、この方法を採用している図書館が増えている」とあるが、学校図書館において採用するようにという考えは提示されていない⁵¹。

また、地域の公共図書館と学校図書館の貸出方式を比較した文献(1975)では、公共図書館の貸出方式について(厳密にはブラウン式かどうかは不明だが)「カウンターがいかにめしくないこと、帯出の手続きが簡単である」のに対して⁵²、学校図書館の場合は、資料を帯出するために「めんどろな手続きが多い」と記されている。筆者によると、その背景には「個人を知る」とか、「教育の場だから」とかという理由⁵³があり、公共図書館のように簡単な手続きで貸出ができるようにすることが望ましいとする意見が述べられているが、学校図書館の貸出方式の問題点は手続きの煩雑さに限定されており、プライバシー保護という論点は明確にされていない。

3.2 貸出記録の教育的利用に関する意見

以上のように、1980年代までの文献では、ブラウン式の導入に対しては懐疑的な意見が多く存在する。その理由は、学校図書館には公共図書館とは異なる機能があること、具体的には、貸出記録を教育的に使用する必要があると考えられていたことにあると言ってよいだろう。前回の調査においても述べたように、昭和20年代、30年代の文献では、学校図書館が管理する貸出記録は、クラス担任による読書指導や生活指導の資料として活用されてきた、という報告が多数存在する。昭和40年代以降の文献においても、こうした考えは、中心的なものとして存続していると言ってよいだろう。少し脇道にそれることになるが、ここでブラウン式の導入を拒否する考えの背景にある、読書指導、生活指導における貸出記録の教育的利用についての各文献の記述に目を向けて、当時のプライバシー意識をおさ

えてみよう。

3.2.1 読書指導目的での貸出記録の提供

渡辺重夫氏や塩見昇氏が言うように、学校図書館が利用者から集める貸出記録は、本来は公共物である資料を管理するために存在するものであって、読書指導などの教育的指導のために集められるものではない⁵³。利用者の多くは貸出記録が自己の評価資料として活用されていることを予期しておらず、仮に予期していたとしても、読書指導を実際に行う人物は、児童生徒にとって評価者となるクラス担任等の図書館の外部にいる人物である。自己を評価する人物に自らの読書内容を常に知られている状況で、自由な読書を実現することは当然難しくなるだろう。

こうした考えは、1945年から1964年までの文献を対象とした前回の調査においてはまったくと言っていいほど確認することはできなかったのだが、今回の調査においてもまた、貸出記録を読書指導に使用することについては、大部分が特に問題であるとは考えていないことが明らかとなった。1965年以降の学校図書館活動報告においてもまた、学校図書館の貸出記録はクラス担任へと積極的に提供し、読書指導の資料として活用するべきであるという考えが数多く確認されているのである。

例えば、和洋女子大学附属国府台女子高校の実践報告(1971)では、「図書館は、このホームルーム担任に対して、読書指導に関する援助を行う必要があります」とあり、「ひとりひとりの生徒について、少なくとも学校の図書館を利用するという範囲においては、どのような利用状態であるかのデータを整理し、提供できるようにしておくことが必要」⁵⁴と述べられている。横浜市立田奈中学校の報告(1974)もまた、「個々の生徒の読書記録に利用する(中略)個人カードは本人の利用以外にも、利用」されるべきであるとして、「学級担任が毎学期全員の個人カードを点検し、読書の奨励、偏向の是正などの指導に利用できる」という用途を挙げている⁵⁵。

滋賀県甲賀郡水口町立水口中学校の活動報告(1977)においても、読書に問題を抱える生徒への指導において、「不読生徒のうち、図書館の貸出カードにより厳選し、さらに多読生徒の中からも問題傾向を持つ者を選び、読書相談票を作成して、学級担任にも協力を求め、個別相談に乗りだした」と記されている。クラス担任に協力を求める理由としては、読書指導においては、「どうしても生徒個々の興味、関心、適性、能力等に応じた指導が必要であるから、ぜひとも学級担任の協力を得なければならない」⁵⁶と述べられており、ここでもやはり貸出記録をクラス担任と共有することについての問題意識はみられない。

仙台市立長町中学校の活動報告(1977)では、学級担任が学校図書館の記録を利用した読

書指導に積極的に関わる方法が具体的に述べられており、その一つとして「 閲覧カードは、書名、著者名を記入し、図書館利用時以外は、教室内の所定のカード入れに入れ」、「図書館以外の本も記録するよう」に生徒に指導した上で、「 担任は、機会あるごとに閲覧カードに目を通し、各生徒の実態に触れ、相談に応じたり、図書館利用を勧めたりする」ことが望ましいと記されている⁵⁷。また、愛知県東浦町立森岡小学校(1985)では、「読書の深化、発展を図るため、14形式のカードを作成し、児童の発達段階や本の種類によって自由に選択できるようになって」おり、「担任はこの読書カードにより児童一人ひとりの読書活動の様子や傾向を把握し、個別指導に十分活用している」⁵⁸ことが報告されている。八戸市立商業高等学校の活動報告(1973)では、貸出方式について、「クラス別に三年間連用の個人貸出票(1枚60冊記入で追加していく)を使用」することが述べられており、「生徒1人1人の読書傾向や読書歴が一見してわかるようになっており、読書の個人指導が可能になった」⁵⁹とある。クラス担任が読書指導を行っていることは明記されていないが、厳密に言えば、貸出サービスを行うために集めた貸出記録は、クラス担任が読書指導のために使用しても、図書館員が読書指導のために使用しても、目的外使用にあたることには変りはない。この文献からもまた、学校図書館の記録を使ってクラス別、個人別の読書指導を行うことについては特に問題意識を確認することはできない。

さらに言えば、当時の学校図書館文献の中には、クラス担任に貸出記録を提供し、指導資料として役立ててもらおうようにと、図書館側から提案すべきであるという意見もある。トキワ松学園の報告(1980)では、「学年末の職員会議には、(中略)いわゆる統計とは違いますが、個人別の読書冊数を名票に書き込み、各学期末に渡し、個人指導に役立ててもらう方法はいかがでしょう」⁶⁰と記されている。伝えられる記録は、読書冊数(おそらく貸出冊数)のみであり、書名は伝えられていないようだが、ここでも特に図書館の外にいる教員に読書記録が伝えられることを問題視する考えはない。鹿児島県加世田市立佳代田中学校の報告(1983)でも、「六月の読書月間を前に、生徒の読書の実態を発表した上で、学級担任には生徒個人の読書の状態までを把握していただく」と記されており⁶¹、(貸出記録を直接伝えているかどうかははっきりしないものの)校内読書運動の一環として、学校司書からクラス担任への働きかけが必要であるという意見を確認できる。

貸出記録をクラス担任による読書指導資料として積極的に利用するようにすすめる意見が多い中で、東京都練馬区立開進第四小学校の活動報告(1982)では、「貸出の記録というのは本来、だれに、どの本を貸し出しているのかということを手握することが目的で記録するものであり、管理運営上の記録であろう」とあり、貸出記録というものが本来は貸出サービスのための記録であることが強調されている。しかし、続く文章では「そしてそれ

に付随して、読書状況や利用状況を把握する手段ともなっているのではなからうか」とも追加されており、最終的には貸出記録を読書指導のための資料とすることは肯定されてしまっている。読書指導のための記録として活用することの重要性は、1980年代に入ってもやはり否定的にはとらえられていないようである⁶²。

学校図書館が貸出記録を提供する相手は、クラス担任だけにとどまらない。千葉県立佐原女子高等学校の活動報告(1974)では、「読書指導の評価は、読書指導記録、読書ノート、感想文、実施記録等によるが、読書指導記録は、担任が生徒個々の読書量、傾向、姿勢等を評価記入の上学校長に提出する」とも記されている⁶³。また、こうした意識の中では、積極的に図書館の貸出記録を読書指導に活用しようという考えを持つクラス担任が現れることは当然であり、例えば、高知大学教育学部附属小学校の活動報告(1977)では、「カードには、読んだ後記録するスペースをつけて」いるが、「カードは先生に読まれるという意識なしに記録されているので、子どもの心がありのままに出ている」と記されており、利用者の側に個人読書カードが第三者に閲覧されるかもしれないという意識がないことが指摘されている。ところが、それを教員が見ることについては、「だから、それを読んだ先生がびっくりしてしまった」⁶⁴とあるだけで、特に文献の中では問題視されることはない。さらに言えば、自己の読書記録がクラス担任へと公表されることを子どもたちが喜んでいと伝える文献もあり、例えば、名古屋市立味鏡小学校の報告(1980)では、読書記録を公表することについて、ある子どもが「心の中で思っていることを、先生や友達に知らせることができる」と思っていると記されている⁶⁵。いずれにせよ、貸出記録を読書指導の資料として活用することについての明確な問題意識は、大多数の文献において確認することができないのである。

3.2.2 生活指導目的での貸出記録の提供

上述のように、学校図書館の貸出記録は、本来は貸出サービスを滞りなく実施するために利用者から集められた記録である。よって、学校図書館が管理する貸出記録は、本来、貸出サービス以外の用途には一切使用してはならないはずである。例えば、個人の貸出記録から、その人物がどのような人物であるかを想像することは、利用者がそうした記録の用途を予期しておらず、第三者による評価情報としての利用が読書の自由を妨げるということを考えれば、たとえそれが図書館員であったとしても、決してあってはならない行為である。

しかしながら、過去の学校図書館文献においては、読書指導目的での使用と同じく、こうした考え方は決して中心的なものであったわけではない。例えば、昭和20年代には、滑

川道夫氏や阪本一郎氏を中心として、学校図書館設立運動の過程において、読書指導を生活指導の一部(一分節)と位置づける動きが存在した。こうした動きの中で、学校図書館が管理する個人の貸出記録を、読書指導だけでなく、生活指導の資料として活用するべきであるという考えが、さまざまな文献において提示されている。上述のように、ブラウン式の導入への反対意見の根拠の一つは、貸出記録を「個を知るため」の記録として活用したいということであったが、児童生徒理解のための記録として、個人の内心が反映される貸出記録を活用したいという考えは、1965年代以降の文献でもほぼそのまま引き継がれており、多くの文献の中で確認することができるのである。

例えば、「学校図書館の理念を探る」と題された座談会(1970)では、「ときどき、図書館へ行って、読書カードを見るんですが、その子によって、あるていど、精神発達が読める」として、次のような文章が記載されている。

「この子は、こういう問題につきあっているなどが、ああ、この社会の問題のこのところを考えようとしているなどというふうに、顔は知らないけれども、一枚のカードから、精神発達史がうかがえ、私は、興味を持ってそれを読もうとするわけです。それで、この生徒はどういう生徒だと、担任の先生にたずねるんですが、子どもたちの精神発達史は知らない。カードが出ているのに知らないんです。それじゃあ、なぜ、図書館でカードなんか書かせているのかなあと僕は思うんです。一枚の図書カードから、その子どもの精神発達史をとらえるという観点がなかったら、図書館の存在意義さえ、あやしくなるんじゃないかと思えるんですが……」⁶⁶

この文献においては、図書館の存在意義は、個人の貸出記録をプライバシーとして保護することではなく、そのカードを教員に積極的に公表し、子どもたちが何を考えているか、何に興味があるかを知るための材料としてもらうということにあると考えられている。利用者個人の貸出記録を、その評価者である教員に伝えることが、はっきりと肯定されていると言ってよいだろう。

同様の考えは、他にもいくつかの文献において確認することができる。例えば、東京都立上野高校の実践報告(1968)では、学校図書館での読書状況と大学の合否の相関関係を調査した結果が報告されており、学校図書館が管理する読書カードが進路指導に活用できることが提案されている⁶⁷。川崎市立中野島中学校での活動報告(1973)の中でも、学校図書館の利用統計の活用の例として、「読書週間のときに学級、個人別の貸し出し統計表を学級(担任)に渡す、そうしておいて、教育相談や生徒理解の方法の一つとして活用してもらうという考え方が提示されている⁶⁸。広島県立福山誠之館高等学校の報告(1982)でも、「貸出などの利用統計は、学級別・個人別の票にして、担任にわたしたらどうであろう」

と提案されており、その理由について「生徒の読書実態に関する情報提供は、教育相談や生徒理解の方法の一つとしても担任にとって貴重な資料となりうる」と述べている⁶⁹。目的のはっきりしないが、生徒理解のために貸出記録を見るという意見もあり、香川県立多度津工業高等学校の活動報告(1983)では、「ポルノまがいの超娯楽小説はいつも誰かが借り出している」ことを例示して、「私はつとめて生徒たちの貸出カードを点検し、彼等の読書の軌跡をなぞるのを楽しむ」という意見も掲載されている⁷⁰。この文献においては、個人の読書記録を第三者が「楽しむ」ことは特に問題視されていないのである。

鹿児島県始良郡牧之原小学校の活動報告(1985)では、実際に貸出記録を生活指導に活用している教員の側からの利用報告もある。「まだまだ未熟ではあるが、子どもたちの個々の性格や好み等を知るために、貸出カードや読書ノートの分析には、特に力を入れている」とのことであり、「読書を通じて、健全な子どもを育てるための担い手として、それが私の責務であると思うからである」⁷¹と述べられている。この他にも、学校図書館の記録そのものではないかもしれないが、横浜市立田奈中学校の活動報告(1974)では、読書ノートの活用方法について、「生徒指導上の資料が入手できる」ため、「学級担任として読書ノートを読むことは意義がある」と述べられている⁷²。学校図書館における貸出記録を、生活指導の資料とする、という考えは、学校図書館設立運動の過程において、強く主張された考えであった。こうした考えは、1970年代、1980年代に入っても、依然として存在し続けるのである。

3.3 ブラウン式の導入に対する賛成意見

以上のように、昭和40年代以降の文献では、ブラウン式の貸出方式の導入は、返却後に貸出記録が残らないという問題があることから、読書指導や生活指導など、教育的な目的をもつ学校においては不向きであるという考えが数多く展開されている。ただし、昭和30年代までの文献とは異なり、この時代の文献には、かなり早い時期から、プライバシー保護という観点の下で、明確に学校図書館における貸出方式や、それに伴う貸出記録の教育的利用の問題点を指摘し、その改革を訴える考えも提示されていることには注意が必要であろう。

今回の調査範囲において、筆者が確認できた最も古い文献は、1974年に発表された遠藤英三氏による「ブラウン方式と学校図書館」という文献であった。遠藤氏はこの文献の中で、学校図書館におけるプライバシー保護の重要性を次のように述べている。

「ブックカードにも「科名・学年」を抜きにして、カタカナで姓の方だけ書く人もかなりいましたし、予約制度の円滑化のために書いていただいていた代本板用スリップにも同

様の方がいました。これは年頃の男女に共通のプライバシーを守りたい気持ちのあらわれで、わざとスリップを書き忘れてゆく人もいますからね。記録が残らないということになると、好きな本を遠慮なく借りてゆくことができ、年頃の人でなくても、この方が借りやすいでしょう」

以上の文章に続けて、遠藤氏は、近隣の公共図書館の貸出冊数が増加した背景にブラウン式の導入があることを指摘し、「静岡市立図書館の登録人員、貸出冊数ののびの一つの大きい原因が、「欲しい本を入れてくれる」こと他に、「借りたい本が気軽に借りられる」ということにあると思うのは私の独断じゃないでしょう」⁷³とも述べている。公共図書館と同様に、学校図書館においても、記録が残らない方式により利用者のプライバシーが守られ、読書の自由が保障される、という考えは、1970年代にも確かに存在していたことが分かるだろう。

では、ブラウン式の導入によって、読書指導や生活指導などの教育的な利用が困難になるという問題については、遠藤氏はどのように考えるのだろうか。遠藤氏は同じ文献の中で、ブラウン式の問題点の一つとして、「第一には記録が残らないから児童・生徒の読書歴の簡単なチェックができなくなること」を挙げている。続けて、「読書ノートはいやがる子でも、帯出者カードに書名や請求記号は書いてくれるので、担任教師がその気になればここを読書指導の出発点にできた」が、ブラウン式の導入によって、「これができなくなる」ことを指摘している。上述のように、同時代の他の文献においてもこうした指摘は存在し、記録が残らないことがブラウン式に対する反対要素になっているのだが、遠藤氏の場合は、読書指導に貸出記録が使用できなくなることを「かえっていいこと」とであると、前向きにとらえている点に違いを見ることができる。遠藤氏によると、ブラウン式の採用によって、読書指導における「近道をふさぐことで、かえってもっと本格的な、本質的な方向をさぐり、進んでゆかなければならなくなる」ことになると考えられる。遠藤氏はこうした状態になることを「かえっていいことかもしれません」と表現しており、読書指導に必要な資料は、安易に貸出記録に頼らず、そのために別に集めるべきであるという考えがここに表されていると言えるだろう⁷⁴。

なお、遠藤氏は、1981年にも、勤務する学校図書館での報告として、ある図書委員の女生徒の行動について記す文章の中で、「彼女はそれまでも貸出方式を普通のブックカード方式から能率的でプライバシーも保てるブラウン式に切り替え図書館クラブ部員の協力を得てこの切り替えを断行して好評を得ていた」⁷⁵と述べている。上に挙げた遠藤氏のブラウン式に対する考えは、1980年代の早い時期に既に学校図書館において実践されていたということであろう。

杉山久夫氏もまた、図書館での貸出方式について解説した文献(1976)において以下のよう
に記している。

「最近、読書の自由ということばが言われるようになった。だれがなにを読んだのかの
記録は、使い方によってはいろいろな問題を引き起こすことも考えられる。小・中学校は
読書指導面を強調しうが、高校の場合は一考の余地があるかもしれない。返却後にも記
録を残す場合は、それがいかなる価値を持つものかを一度問うてみる必要がある」⁷⁶。

この文献は、貸出記録が残る方式と残らない方式について言及したものであるが、説明
自体には「プライバシー」についての直接的な言及はない。しかし、読書の自由を守る上
で貸出記録が返却後も図書館内に残され、読書指導において活用されている現状に対する
問題点が指摘されており、読書指導のために学校図書館の貸出記録が安易に利用されるべ
きではない、という筆者の考えもまた読み取ることができる。ただし、この文献では、
「小・中学校は読書指導面を強調しう」とあることから、小中学校と高校は区別して考
えられてしまっている。反対に言えば、小中学校における貸出記録の保存は、高校とは異
なり、読書指導という面から必要があると考えられていると読むこともできる。

1970年代においては、読書指導目的での貸出記録の利用を問題視する意見はごく一部に
限られており、この問題が本格的に議論された形跡はない。ただし、1980年代に入ると、
後述する貸出方式におけるプライバシー問題の議論とあわせて、学校図書館に残される貸
出記録の読書指導目的での利用方法についての議論が、「以前よりも」という条件つきで
はあるが、やや頻繁に取り上げられるようになる。

例えば、山形県立山形東高等学校の活動報告(1982)では、なぜ学校図書館を利用せずに、
公共図書館を利用するのか、という質問に対するある図書委員の返答として、「学校図書
館では勉強している人にどうしても気を使ってしまいうし、なんとなく管理されている、窮
屈な感じがする」という問題が挙げられている。報告者は「T君の言葉の中で、“管理さ
れている”というのが、とても気になりました」と述べ、「カードに記入することが、個々
人のあくまで内的な読書生活をのぞかれるかと思っていないだろうか」として、「最も感受
性の強い年頃の彼らが、そう感じて不思議でないような気がします」と考えている。こ
の文章からは、教員、学校による管理が読書の自由を侵害する恐れがあるという問題意識
を読み取ることができるが、報告者は、こうした不安を生徒が抱くことへの対策として、
「公立の図書館と学校図書館とでは役割も意義もおのずから違う」ということを挙げ、
「T君と話をしてみて、改めて学校図書館のあり方を考えてみたいと思っているところ
です」⁷⁷と述べるにとどまっている。問題意識はみられるが、学校図書館において記録が教
育的に管理されることを、必ずしも否定しているようには捉えられない記述であるとも言

えるだろうか。

さらに、渡辺紘子氏が1982年にアメリカの学校図書館活動(ダンスヴィル高校)を報告した文献では、「カウンターには日本の学校図書館にみられる「個人カード」のケース」がないことを発見して、「「個人カード」の保存はプライバシーの侵害になるおそれがあるので用いない、ということ」に驚いたことが記されている。渡辺氏によると、「いくつかの学校図書館を訪ねましたが、どの学校もこの方法をとっていて、小学校のころから個人の秘密はきちんと守られるようになっていいる」とのことであり、日本の学校における貸出記録の管理と、教員による利用方法について、「「あの子は最近どんなものを読んでいるのかしら」と思って、個人カードをバラバラと眺める癖のある私には大いにとまどう考え」であったことが記されている⁷⁸。なお、筆者はこうした問題を提起はするものの、自らがどのような考え、今後どのように貸出記録を取り扱っていくか、ということには言及していない。

1983年に発表された丹波努氏の文献においても、貸出記録を読書指導等に教育的に利用することについての問題意識を確認することができる。丹波氏は、貸出方式についての説明の中で、「貸出数の増加や奉仕の充実のため」の「要件」として、「誰が何をいつまで帯出しているか記録されておればよい」ことを挙げ、具体的に「貸出手続が最小限であること、個人の貸出記録を残さないこと、予約制度が可能であること、の三点」を提示しているのだが、の記述の後に、「これには異論があると思うが、本稿のテーマからは外れるので他にゆずりたい」と付記しているのである⁷⁹。丹波氏自身はその考えを明記していないが、1980年代前半に、貸出記録を返却後も学校図書館内に残し、それを教育的に利用するかどうか、という問題が一部において議論されていたということは明らかであろうである。

柳原宏氏の図書館大会の報告(1986)では、アメリカにおける禁書問題を主なテーマとしつつ、学校図書館における「個人の自由」の問題が広く論じられている。その一つとして、貸出方式の問題があり、「私たちは、身近な貸出業務などでも、個人の自由を保障しているか(ブラウン方式か、ニューアーク方式か等についての賛否)」と記され、「私の住んでいる町の公共図書館では、閲覧室に、「図書館の自由に関する宣言」が掲げられている」が、「学校図書館はその点においても公共図書館に立ちおけているのではないだろうか」⁸⁰という問題が指摘されている。具体的には述べられていないが、学校図書館においても読書に関する個人の自由が保障されるための環境が整備されること、さらに言えば、その一つとして、学校図書館でのブラウン式の導入を検討すべきという意識が筆者にあると考えるとよいのではないだろうか。

3.4 閲覧方式にみる問題意識

以上のように、学校図書館におけるプライバシー保護に対する言及は、昭和40年代以降の文献の中で、ブラウン式の導入に関して、一部ではあるが議論されていたことが分かる。学校図書館関係者の多くは、1980年代までは読書記録を教育的に利用すること、そのために貸出記録を返却後も学校図書館内で管理することに否定的な意見を持ってはいなかったと思われるのだが、その一方で、読書の自由という観点から、学校図書館においても貸出記録に関してのプライバシーは保護されるべきであるという考えは、一部において確かに存在したのである。

1980年代後半に入ると、学校図書館利用者の読書に関するプライバシー問題への言及は、貸出方式に関する議論から更に広がり、閲覧方式に関する記述の中にも確認できるようになる。例えば、佐賀県立白石高等学校の活動報告(1987)をみると、夏休みになると、学校図書館には「授業から解放された生徒たち」が訪れ、「日ごろ自分が抱えている問題や悩みと対峙する」ことが指摘されている。「それらの問題や悩みを解く鍵を示唆する図書を特別に設置して提供する」ことが、夏休み期間中の学校図書館の役割の一つであるが、「若者に関心の強い性に関する本は帯出者名に名前を記載するのを嫌って、帯出しようとしなない」という傾向があるという。また、性に関する本は「読んでいるところを人に見られるのも嫌う」傾向もあり、「性に関する図書の設置場所は十分配慮して行う必要がある」と考えられるという⁸¹。同様の指摘は、兵庫県明石市立江井島中学校の活動報告(1987)の中にも記されている。筆者の増田妥依子氏によると、「性を扱った本は、堂々と借りたり、閲覧室で読んだりしていたら、からかわれたり、ひやかされたりするから、ほとんどの生徒が表向きは手にしない本である」という。「しかし、放課後など、だれもいなくなった室に、人体の図鑑や性に関する本の、特に性器をあらわしている頁が、乱雑に広げたまま残っていたりすることに出くわすことがある」⁸²とのことであり、学校図書館においてもまた、個人の読書内容に、人に知られたくないプライバシーが含まれる、という問題意識が確認されるだろう。

東京都立南多摩高等学校の活動報告(1987)では、カウンターから見た図書館内の様子について、「利用する生徒たちにとってみれば、自分の様子がいつも職員に監視されているような気がして落ち着かない」のではないかと、という問題も指摘されている。筆者は「昼休みに読書で利用する生徒」が、「書架と書架の狭い間で立ちっぱなしで、また踏み台の上に座り込んで読書をして」いること、さらに「資料を利用して学習する生徒も閲覧室の隅の方に席を取り、柱があれば柱の陰になる場所を選んで座る」ことに注目し、こうした「日常の情景」について、「なるべく職員の目に触れられたくないという彼らの気持ち」が

ひしひしと伝わって来る」と述べている⁸³。貸出記録をクラス担任による教育的な指導のための資料とすることについての言及はないものの、図書館員、教員を含めて、他人には知られたくない読書が存在する理由ことは1980年代後半になって、いよいよ本格的に論じられるようになってくるのである。

おわりに

本研究では、1965年から1989年までに『学校図書館』に掲載された文献を対象として、当時の学校図書館関係者のプライバシー意識の有無と内容について、さまざまな観点から調査を行ってきた。上述のように、1965年以前の文献において確認されたプライバシー意識との大きな違いは、読書記録の取り扱いという問題が、ブラウン式の導入をめぐる、「読書の自由」という問題を前提として議論されているということである。しかし、そうした動きがある一方で、依然として、学校図書館の貸出記録を活用した星取表の作成や代本板の使用、読書カードの公表などは続けられており、読書指導、生活指導のために貸出記録を使用しようという考えも根強く存在している。今回の文献では取り上げていないが、学校図書館行事紹介の記事の中では、貸出記録(個人カードなど)を返却後も図書館で管理し、卒業時に「記念品」として贈呈する行事も多く報告されている⁸⁴。「読書の自由」の保障を前提としたプライバシー意識の胎動は一部においてみられるものの、彼らの意見はこの時代においてもメジャーなものではなかったと言えるだろう。

今回、筆者が調査対象とした学校図書館文献は『学校図書館』に限定したが、「学校図書館」をテーマとした文献は、この他にも、司書教諭講習等で使用されるテキストや学術論文、読書指導の解説書、各学校の活動報告や利用案内パンフレットなど、さまざまな種類が存在する。当然ではあるが、1965年から1980年代までの学校図書館関係者のプライバシー意識を探るためには、これらの文献についても調査対象とする必要があるだろう。また、1990年代以降の貸出方式のコンピュータ化やインターネットの導入などの影響によって、1980年代までの学校図書館関係者のプライバシー意識がどのように変化していくのか、という問題も興味深い。これらの問題の検討については次回の研究課題としたい。
(2005.01.11)

脚注

- ¹ 「6 ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである」『図書館の自由に関する宣言』1954採択、1979改訂
- ² 山口真也著「戦後学校図書館文献にみるプライバシー意識 - 昭和20年代 - 昭和30年代を中心に - 」『沖繩国際大学日本語日本文学研究』第8巻1号、2003.12、p1-44
- ³ 学校図書館の活動報告についてはそれぞれの学校名を文献中の表記通りに記した。
- ⁴ 三重朝陽中学校(「学校図書館見学」『学校図書館』246、1971.4、p5-6)、埼玉県大宮高等学校(「学校図書館見学」『学校図書館』255、1972.1、p60、石川県金沢市立芳斎町小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』268、1973.2、p5)、八戸市立商業高等学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』273、1973.7、p67 / 「貸出票の収納にはビジブルケースを採用」)、水戸市立第二中学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』280、1974.2、p5)、横浜共立学園(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』319、1977.5、p70)、足立市立第二中学校(「レファレンスの徹底」『学校図書館』321、1977.7、p3)、山形県東根市立東根小学校(「地元の児童文学作家を招く」『学校図書館』333、1978.7、p5)、新潟市立浜松中学校(「恵まれた自然環境で学ぶ」『学校図書館』360、1980.10、p5)、千葉県市川市立富貴島小学校(「学級・図書館・家庭が結びついた読書指導」『学校図書館』361、1980.11、p5)、山形県上市市南小学校(「オープンシステムの図書館」『学校図書館』364、1981.2、p5)、熊本県八代市立八千把小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』396、1983.10、p70)、和歌山県橋本市立橋本中学校(山本君代著「南北に窓をつけ採光」『学校図書館』398、1983.12、p22)、東京都立多摩高校(森屋健一著「床を下げ、明るい内部」『学校図書館』398、1983.12、p26)、東京都立富士森高等学校(「若者の感覚に対応できるように」『学校図書館』399、1984.1、p5)、島根県松江市立第一中学校(「蔵書の増加に悲鳴をあげながら」『学校図書館』413、1985.3、p6)、大阪市立大正東中学校(「10月に新築オープン、利用倍増」『学校図書館』422、1985.12、p5)、山形県鶴岡市立鶴岡第三中学校(「蔵書と利用者の増大に悲鳴」『学校図書館』434、1986.12、p5)、静岡市立安東中学校(「新しい図書館で利用者増加」『学校図書館』435、1987.1、p5)など
- ⁵ 岩手大学教育学部附属小学校「わが校の図書館あんない」『学校図書館』278、1973.12、p6 利用者でござったがえすカウンター、カードボックスから利用者がカードを取り出している様子の写真が掲載されている。
- ⁶ 栃木県氏家町立氏家小学校(「貸出カード 卒業時まで保管し封筒に入れて贈呈」『学校図書館』304、1976.2、p28 / カードボックスはカウンターではなく館内のオープンスペースに設置)、秋田県象潟小学校(「児童に親しまれる図書館づくり」『学校図書館』340、1979.2、p6 / 館内に「カードケースと個人カード」ボックスを配置)、香川県善通寺市立中央小学校(「活発な読書活動を支える学習センター」『学校図書館』352、1980.2、p3 / 「工夫した読書カード入れ」として、全クラスのブックカードがカウンター近辺に放置)、新潟市立小針小学校(「資料購入には積極的な姿勢で」『学校図書館』357、1980.6、p3)、熊本県八代市立八千把小学校(「本好きの子どもをめざして」『学校図書館』396、1983.10、p5 / 個人カードたてを館内に学年、クラス別に配置)、山口県徳山市立徳山小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』401、1984.3、p66 / 「3年生以上は個人カードを持ち、自分で取り出せるよう学級別整理箱に入れ、昼休みや放課後、利用できるよう設置してある」)、神戸市立本山第一小学校(「別置して学習に便宜をはかる」『学校図書館』414、1985.4、p5-6 / 貸出カード入れは室内に配置。図書館はPTAIにも開放されている様子)、愛知県東浦町立森岡小学校(「手づくりの読書環境づくり」『学校図書館』419、1985.9、p6)、岐阜県立可児市立帷子小学校(「春、秋に図書館まつりを実施」『学校図書館』470、1989.12、p6)など
- ⁷ 新潟県長岡市立南中学校(「すべての道は図書館へ続く」『学校図書館』334、1978.8、p5 / 個人カードケースが廊下に配置)、熊本県八代市立八千把小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』396、1983.10、p70-71)、富山市立呉羽中学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』398、1983.12、p71 / 図書館前ホールにあるクラス別男女別のケースに入れ、入館の際は必ず持つて入り、図書館内で読んだ図書を記入し、館外貸出しの図書は備考欄に 印をつけて、受付に提出して退館する)など
- ⁸ 柏原スズ子著「学習センターならびに資料センターとしての学校図書館の経営とその利用の指導」『学校図書館』371、1981.9、p66
- ⁹ 「わが校の図書館あんない」『学校図書館』396、1983.10、p71
- ¹⁰ 編集部著「学校図書館用品・用具案内」『学校図書館』175、1965.5、p31
- ¹¹ 長野県東小学校(「学校図書館見学」『学校図書館』238、1970.8、p49)、大分市鶴崎小学校(二宮寿

- 著「子どもたちの利用と直結した「内規」」『学校図書館』262, 1972.8, p35)、千葉若宮小学校(「学校図書館見学」『学校図書館』263, 1972.9, p53)、甲南女子中学校・高等学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』284, 1974.6, p70)、横浜市立市場小学校(田島一郎「追われながら追いながら」『学校図書館』295, 1975.5, p20-21)、秋田県山本郡二ツ井小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』302, 1975.12, p71)、横浜市立大岡小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』315, 1977.1, p71)、高松市立二番丁小学校(「本を借りられぬ低学年児童」『学校図書館』334, 1978.8, p57)、横浜市立青木小学校(「課題学習ができる図書室に」『学校図書館』344, 1979.6, p58)、東京都練馬区立旭丘小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』349, 1979.11, p70)
- ¹² 「わが校の図書館あんない」『学校図書館』315, 1977.1, p71
- ¹³ 大里文夫著「代本板貸出しへの賛否 = 賛成」『学校図書館』279, 1974.1, p39-42
- ¹⁴ 「わが校の図書館あんない」『学校図書館』345, 1979.7, p71
- ¹⁵ 伊藤経子著「個人カードの活用」『学校図書館』317, 1977.3, p30
- ¹⁶ 東京都練馬区立開進第四小学校「貸出しの工夫」『学校図書館』377, 1982.3, p51
- ¹⁷ 岐阜県大野郡朝日町立朝日中学校(堀之内由雄著「特設自学の時間と学校図書館」『学校図書館』351, 1980.1, p65)、徳島県名西郡神山町立上分小学校(釜床幸恵著「学校図書館のしごと その全容 徳島県名西郡神山町立上分小学校の場合」『学校図書館』352, 1980.2, p24)、新潟市立白新中学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』354, 1980.4, p71)、千葉県市川市立富貴島小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』361, 1980.11, p70)、愛知県知多郡東浦町卯ノ里小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』365, 1981.3, p66)、岡山県倉敷市立倉敷東小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』368, 1981.6, p70)、岐阜県美濃加茂市立山手小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』370, 1981.8, p70)、京都府船井郡八木町立新城小学校(小泉麟雄著「続・図書好き校長の日記抄 その1」『学校図書館』371, 1981.9, p57)、愛知県宝飯郡音羽町立音羽中学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』371, 1981.9, p71)、愛知県江南市立布袋北小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』378, 1982.4, p70)、愛知県犬山市立南部中学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』387, 1983.1, p70)、神戸市立本山第一小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』414, 1985.4, p71)、岐阜県加茂郡坂祝町立坂祝中学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』433, 1986.11, p70)、東京都調布市立調布第一小学校(磯部延之著「社会科での調べ学習に活用」『学校図書館』445, 1987.11, p19)、東京都目黒区立宮前小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』465, 1989.7, p71) など
- ¹⁸ 「サラ金なみの催促?」『学校図書館』359, 1980.9, p57-58
- ¹⁹ 松本美雪著「学校図書館活動を通しての全校の読書指導」『学校図書館』370, 1981.8, p56
- ²⁰ 編集部著「学校図書館用品・用具案内」『学校図書館』175, 1965.5, p31
- ²¹ 黒沢浩著「貸し出しを活動の中心に」『学校図書館』238, 1970.8, p71
- ²² 「読書記録 さまざまな方法で子どもの目を開く」『学校図書館』304, 1976.2, p35
- ²³ 「わが校の図書館あんない」『学校図書館』372, 1981.11, p71
- ²⁴ 「わが校の図書館あんない」『学校図書館』444, 1987.10, p71
- ²⁵ 遠藤豊吉著「ていさいのよさに疑問 小学三年生の教科書」『学校図書館』239, 1970.9, p34(「さん」の部分には個人名が記載されている。仮名か本名か不明なためここでは伏せ字とした)
- ²⁶ 「活発な読書活動を支える学習センター」『学校図書館』352, 1980.2, p4
- ²⁷ 「わが校の図書館あんない」『学校図書館』352, 1980.2, p71
- ²⁸ 「わが校の図書館あんない」『学校図書館』368, 1981.6, p71
- ²⁹ 「読書星取表」(全国学校図書館協議会の広告)『学校図書館』209, 1968.3, p62 同種の広告は1979年にも掲載されている(「回転する貸出カードケース」(広告)『学校図書館』339, 1979.1, p74)
- ³⁰ 「学校図書館見学」『学校図書館』228, 1969.10, p52(東京都世田谷区立笹原小学校)、笠原良郎・遠藤豊吉・横谷輝・外山滋比古・北川隆吉・今村秀夫著「問いなおされる「読書」」『学校図書館』245, 1971.3, p21(学校不明)、『学校図書館見学』『学校図書館』250, 1971.8, p45(茨城水戸市立五軒小学校)、『学校図書館見学』『学校図書館』253, 1971.11, p53(福岡古賀東小学校/学級文庫)、『学校図書館見学』『学校図書館』258, 1972.4, p52(広島大竹小学校)、『わが校の図書館あんない』『学校図書館』286, 1974.8, p71(三重県志摩郡志摩町立越賀小学校)、小林利久著「読書指導 まず子どもの本を知ること」『学校図書館』319, 1977.5, p65(東京都東久留米市立神宝小学校)、『みずみずしい感情と豊かな創造力の育成をめざす読書指導の実践』『学校図書館』332, 1978.6, p64(千葉県鴨川市立鴨川小学校)
- ³¹ 定宗義勝著「読書意欲をよびおこす」『学校図書館』215, 1968.9, p41
- ³² 丸山好子著「初任者のための図書館経営のアイデア ひとあじ工夫の全体運動」『学校図書館』354,

1980.4, p17

- 33 斉藤昌子著「読書ノートをはさんで子どもと対話」『学校図書館』353, 1980.3, p15-16
- 34 深見茂著「読書デーを設けて」『学校図書館』215, 1968.9, p16
- 35 「学校図書館見学」『学校図書館』229, 1969.11, p67
- 36 「わが校の図書館あんない」『学校図書館』268, 1973.2, p69
- 37 遠藤英三著「利用に供する - もろもろの阻害要因」『学校図書館』300, 1975.10, p28
- 38 作山静男著「子どもの読書離れを防ぐには 読書指導」『学校図書館』450, 1988.4, p49
- 39 「30分以上は読ませたい」『学校図書館』298, 1975.8, p58
- 40 水嶋雅著「図書委員会の常時活動の一環として 読書郵便の取組みについて」『学校図書館』497, 1992.3, p47
- 41 後藤圭三著「利用指導・読書指導(小学校)」『学校図書館』315, 1977.1, p20
- 42 「学校図書館見学・横浜岩崎中学校」『学校図書館』237, 1970.7, p54
- 43 田代美津子著「中学年での読書指導のたいせつさと指導の実際 読書日記・読書カルテなどを中心に」『学校図書館』353, 1980.3, p11
- 44 梅木栄枝著「図鑑の利用指導」『学校図書館』355, 1980.5, p32
- 45 浅利正人著「読書カルテによる助言指導を中心とした中学生の読書指導」『学校図書館』353, 1980.3, p24
- 46 黒沢浩著「読書の自由を保証する場に」『学校図書館』231, 1970.1, p33-34
- 47 黒沢浩著「利用者の立場になって決める」『学校図書館』318, 1977.4, p41
- 48 東海林典子著「初任者のためのQ&A」『学校図書館』354, 1980.4, p40-42
- 49 笠木幸彦・君塚知子著「同居型と分離型の二つの形態 東京・練馬区のケース」『学校図書館』422, 1985.12, p31-33
- 50 小出孝子著「市民本位のサービスにつとめる 東京都東村山市立中央図書館」『学校図書館』400, 1984.2, p21
- 51 今まど子著「総論 貸出し方法のいろいろ」『学校図書館』279, 1974.1, p14
- 52 杉山和子著「学校図書館への新しい視点 地域に図書館を作る運動を通して」『学校図書館』299, 1975.9, p29-30
- 53 渡辺重夫著「個人情報の保護と学校図書館 プライバシー権と結びつけて」『学校図書館』491-492, 1991.9-10 塩見昇著「プライバシーの尊重」『学校図書館』507, 1993.1
- 54 杉山久夫著「理を追求する姿勢」『学校図書館』247, 1971.5, p69
- 55 村上真治著「教育としての読書の記録」『学校図書館』285, 1974.7, p39-40
- 56 堀昭三著「レファレンスの徹底化」『学校図書館』317, 1977.3, p28
- 57 太田俊彦著「学級担任への積極的な働きかけ」『学校図書館』317, 1977.3, p32
- 58 「わが校の図書館あんない」『学校図書館』419, 1985.9, p70-71
- 59 「わが校の図書館あんない」『学校図書館』273, 1973.7, p67
- 60 東海林典子著「初任者のためのQ&A」『学校図書館』354, 1980.4, p44
- 61 小村康代著「六月を「校内読書月間」とし、作品を募集」『学校図書館』392, 1983.6, p20
- 62 「貸出しの工夫」『学校図書館』377, 1982.3, p51
- 63 「図書館学習の変遷と読書指導」『学校図書館』290, 1974.12, p40
- 64 伊藤経子著「個人カードの活用」『学校図書館』317, 1977.3, p30
- 65 木曾知恵子著「読書記録シートを使った中学年の読書指導」『学校図書館』353, 1980.3, p20
- 66 鈴木英二・深川恒喜・大西昭・黒沢浩・芦谷清・大田堯談「座談会 学校図書館の理念を探る」『学校図書館』231, 1970.1, p28
- 67 菅井光男著「読書指導と進路指導 読書カードの分析から」『学校図書館』207, 1968.1, p37
- 68 品田孝著「利用統計の基準」『学校図書館』277, 1973.11, p48
- 69 「統計の生かし方」『学校図書館』377, 1982.3, p41
- 70 「やはり読んでほしい」『学校図書館』388, 1983.2, p59
- 71 「図書の時間を三時間使って実施」『学校図書館』413, 1985.3, p30
- 72 村上真治著「教育としての読書の記録」『学校図書館』285, 1974.7, p41
- 73 遠藤英三著「ブラウン方式と学校図書館」『学校図書館』279, 1974.1, p34
- 74 遠藤英三著「ブラウン方式と学校図書館」『学校図書館』279, 1974.1, p36 この他にも「あやかり読書」について次のような記述もみられる。(「ただ、児童・生徒は先生のすすめる本よりも友達のおすすめの物の方を喜び傾向がありますから、ブックカードに自分の親友や心ひそかにあこがれる人(年齢、性別に関係なく)の名を見つくと、それだけで読みたくなることが少なくないのですが、この

道も閉ざされることとなります。この「効果」の復活のためにも何かよい補足の方法を考え出さねばならないでしょう」)

⁷⁵ 遠藤英三著「受益者はやがて協力者になる」『学校図書館』365, 1981.3, p11-12

⁷⁶ 杉山久夫著「図書貸出しの記録」『学校図書館』303, 1976.1, p54

⁷⁷ 「なぜ、市立図書館に？ 現代の高校生図書館利用気質」『学校図書館』378, 1982.4, p57

⁷⁸ 渡辺紘子著「学習と密着した学校図書館を見る」『学校図書館』382, 1982.8, p44

⁷⁹ 丹羽努著「スリップ方式による館外貸出の試み」『学校図書館』395, 1983.9, p22

⁸⁰ 柳原宏著「海外リポート ハックルベリイを葬れ アメリカにおける禁書攻撃」『学校図書館』432, 1986.10, p68-69

⁸¹ 森知見著「夏休み中の開館」『学校図書館』436, 1987.2, p40

⁸² 増田妥依子著「授業に使える性教育の本を」『学校図書館』466, 1989.10, p57

⁸³ 久保照美著「閲覧室に工夫を」『学校図書館』443, 1987.9, p57

⁸⁴ 『学校図書館』の出版社である全国学校図書館協議会は卒業記念としての個人カードの贈呈に対して、次のような専用の記念封筒の広告を誌面に掲載している。「卒業記念封筒(広告)」『学校図書館』207, 1968.1, p68(「卒業式には図書館から心のこもった贈りものを！ それは在校中の読書記録を子どもたちに贈ってやることです。個人カード、読書カード、帯出者カードなどは個人個人の読書の記録です。このカードを美しい封筒に入れて、ヘルマンヘッセの言葉と共に子どもたちに贈ろうというアイデアはいかがですか」)、全国学校図書館協議会「卒業記念封筒(広告)」『学校図書館』231, 1970.1, p60(「貸出カードは卒業生にとってはかけがえのない人生の記録です。美しい封筒に入れて、ヘッセのことばとともに贈ってあげてください」/同じ広告は同年2月号、翌年1月号、2月号にもあり)、全国学校図書館協議会「卒業記念封筒・カード(広告)」『学校図書館』292, 1975.2, p51(デザインが変わり、「美しい封筒に在校中の読書記録を入れて卒業生へ心からのプレゼントを！」とある)、全国学校図書館協議会「単立つに日に贈ろう！(広告)」『学校図書館』436, 1987.2, p75(「卒業生の使っていた個人カードに、言葉を添えて贈りませんか？ 卒業記念封筒・カードは、美しい封筒と献呈詞入りカードのセットです」)、全国学校図書館協議会「卒業記念封筒・カード(広告)」『学校図書館』292, 1975.2, p51(「ご注文の要領」として「封筒の表面に氏名を書き込んで下さい。この氏名をみて個人カード(帯出者カード・読書カードなど)を間違いなく入れてお渡しく下さい」とある)他に、宮城県塩釜高等学校(横山好夫著「生徒をよびこむ「図書館だより」」『学校図書館』293, 1975.3, p65)、滋賀県坂田郡山東町立大東中学校(「特集 学校における読書行事」『学校図書館』294, 1975.4, p11)、栃木県氏家町立氏家小学校(「貸出カード 卒業時まで保管し封筒に入れて贈呈」『学校図書館』304, 1976.2, p28)、岩手県前沢町立前沢小学校(角三恵子著「わが校の図書館あんない」『学校図書館』324, 1977.10, p71)、東京都世田谷区立砧南中学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』336, 1978.10, p71)、青森県三戸郡新郷村立小坂中学(浅利正人著「読書カルテによる指導助言を中心とした中学生の読書指導」『学校図書館』353, 1980.3, p25)、名古屋市立大坪小学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』384, 1982.10, p54)、栃木県下都賀郡壬生町立南犬飼中学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』402, 1984.4, p71)、埼玉県川越市立高階北小学校(対崎奈美子著「卒業生をおくる」『学校図書館』436, 1987.2, p59)、北海道栗山高等学校(「わが校の図書館あんない」『学校図書館』462, 1989.4, p71)などで行われている。